

民生委員・児童委員って どんなことをしているの？

7つの はたらき

常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行うのが民生委員・児童委員です。

社会調査

担当区域内の住民の状況を日常的に把握します。

こんにちは。お変わりはないですか？



情報提供

社会福祉の制度やサービスについての情報を、住民に的確に提供します。

その件なら〇〇課が担当窓口です。介護保険制度が利用できるサービスもありますよ

病院の付き添いをしてくれるところはありますか？

介護サービスを利用したいんですが…家族が失業してしまって…



意見具申

活動を通して感じた問題点や改善策について取りまとめ、関係機関等に意見を提起します。

こんなことが必要ではないでしょうか？



生活支援

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくらせていきます。

何かお困り事はありませんか？



調整

必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。

〇〇さんが病院の送迎サービスを利用したいそうです

地域包括支援センター



連絡通報

関係機関との間に立って連絡役を果たします。

隣の家から子どもの泣き声があるんですが

子ども家庭支援センター



相談

住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

相談したいのですが

このようないい情報はありました



私たち荒川区の民生委員・児童委員です

区には、現在約200人の民生委員・児童委員が活動しています。すべての民生委員は、子どもに関わる問題を担当する児童委員を兼ねており、児童に関する支援を専門に行う主任児童委員もいます。皆さんの住む地域にも、必ず担当の民生委員・児童委員がいます。



▲荒川区民生委員・児童委員協議会・笠島伸介会長

安心してご相談ください

民生委員・児童委員には守秘義務があります(民生委員法第15条)。活動を通じて知った秘密を厳守し、漏らすことはありません。安心してご相談ください。

荒川区の民生委員・児童委員の活動の様子を紹介します

「誰もが安心して生活できる地域づくり」のため、荒川区の民生委員・児童委員はさまざまな活動をしています。

●地域の身近な相談相手

荒川地区の中野委員(写真右)とご近所に住む白崎さん(写真左)。長年の付き合いで、中野委員は、日頃から見守り、声掛けを行っています。「すぐ近くに相談できる方がいらっしゃるのて心強いです。今後ともよろしくお願ひします。」と白崎さん。



民生委員が、見守り等でご自宅を訪問するときは、バッジ(写真左)を着、身分証明書(写真右)を携帯しています。

●キッズクーポンの配布

キッズクーポンの配布は、0～2歳の子どもを在宅(保育園・認証保育所・保育ママに通所等されていない)で養育している家庭に対して、不安や悩みがないか見守るために実施しています。

地域の民生委員・児童委員または主任児童委員が家庭を訪問してクーポンを配布し、地域の子育て状況を把握すると共に、子育てで家庭が孤立しないよう見守ります。*キッズクーポンに関する問い合わせは、子育て支援課(☎内線3811)へ



南千住西地区の竹澤委員(写真左)と、武藤さんご家族。「民生委員・児童委員のことは今まで知らなかったのて、直接会えてよかったです」

キッズクーポンを受け取った佐藤さんご家族。「地域を見守りいつでも相談できる方が近くにいるのはとても心強いです」



問合せ 福祉推進課 ☎内線2614

不燃化特区事業を拡充します

区は、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトの「不燃化特区」の指定を受け(右図)、燃えない燃え広げないまちの実現に向けた取り組みを積極的に進めています。平成27年度から新たに助成制度を創設する等、不燃化特区の事業を拡充しました。

◆不燃化建築物への建て替え時の助成制度を拡充

住宅への建て替え時のみが助成対象でしたが、住宅に限らず老朽木造建築物(築15年以上経過)を不燃化建築物(耐火・準耐火建築物)に建て替える場合は、助成の対象となりました。

- 助成内容**
- ▼建て替え時の解体費用全額(上限有り)
 - ▼設計費・工事監理費の一部

◆危険老朽建築物を除去する際の助成制度を新設

大地震等により倒壊の恐れがある危険老朽建築物(昭和56年5月31日以前の建物で荒川区危険老朽建築物除却検討委員会が危険と判断されたもの)を除去する費用の助成制度を新設しました。

- 助成内容**
- 除却時の解体費用全額(上限有り)

◆安全安心不燃耐震化事業を新設

従来から実施している木造建物耐震化推進事業に、不燃化特区内で、耐震性能に加え耐火性能を向上させる防火耐震補強工事の助成制度を新設しました。

- 助成内容**
- 工事費の10分の9の額(上限有り)

◆専門家派遣制度を新設

老朽建築物の除却や建て替え等に伴う相談内容に応じて、建築士や弁護士等の専門家を無料で派遣する制度を新設しました。

◆住み替え助成事業を新設

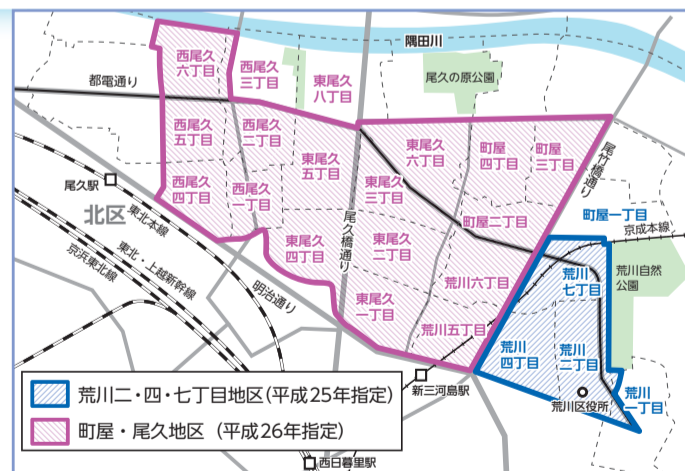
居住している危険老朽建築物(原則自己所有)を除去して、良質で耐火性能の高い民間賃貸住宅に転居する方に、転居一時金(賃貸借契約時に要する礼金・仲介手数料)、住居用家財移転費用、3か月分の家賃(高齢者単身、高齢者夫婦世帯等は6か月分)を助成します。

◆事業の啓発活動について

各助成制度等の説明や建て替え意向の把握のために、区が委託した調査員がご自宅を訪問する場合があります。ご理解・ご協力をお願いします。調査員は、区が発行した「受託事業者証」を携帯しています。

各助成には要件があります。事前にお問い合わせください。

問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2821



6月1日は 人権擁護委員の日

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、正しい人権意識の普及や人権侵害に関する皆さんの相談等に応じています。人から理由のない嫌がらせや差別を受ける等で困った時は、人権擁護委員(下表)に、子どもの人権に関しては、子ども人権委員(下表)にご相談ください。



人権擁護委員	
氏名	電話番号
大家 康子	(3803) 1795
松熊 貴代	(3807) 9314
高田 正道	(3806) 9167
宇津井 洋子※	(6806) 7875
村井 泰雄	(3809) 2827
上原 章	(3892) 2431
鈴木 文男	(3893) 9363
榊 真理子	(3810) 1496
小林 美奈子	(3806) 8529
新田 知子※	(6328) 2755

※の人権擁護委員は、子ども人権委員を兼ねています

特設人権相談

直接会場へお越しください。
日時 6月1日(月)午前10時～正午
午後1時～3時
会場 区役所3階議員待遇者控室

人権に関する法律相談

毎月第3(月)午後1時～4時に、区役所3階区民相談所(☎内線2145)で人権に関する法律相談を行っています。予約のうえ、お越しください。

問合せ 総務企画課 ☎内線2271

荒川区環境区民大賞の受賞者が決定

「環境先進都市あらかわ」の実現に向けて優れた環境への取り組みを行った方を、環境区民として表彰します。

環境に配慮した活動部門

- 大賞**
- 電光工業株式会社
大型機械のモーターの始動電流を抑える「始動器」を独自に開発・普及させ、機械の小型化による二酸化炭素排出量の削減を実現しました。
 - 環境美術(荒川コミュニティカレッジ修生による地域活動団体)尾久宮前小学校80周年記念の壁画制作支援を行い、学校や地域の方と共に明るい景観を創出し、環境教育とまちの良好な環境づくりに取り組みました。
- 奨励賞** 橋本裕さん・橋本妙子さん

まちの環境美化推進部門

- 大賞** 後藤芳郎さん
15年以上にわたり、ほぼ毎日、三河島稲荷神社と周辺道路の清掃を自主的に行い、まちの環境美化向上に貢献しました。
- 奨励賞** 宮本真知子さん、川島定男さん、公益社団法人東京都診療放射線技師会

環境区民大賞表彰式

- 日時 6月21日(日)午前10時～10時30分(環境・清掃フェアあらかわ開会式内)
- 会場 区役所正面玄関前スペース

問合せ 環境課 ☎内線483